

令和5年度

住民説明会

—公共下水道計画区域の見直しについて—

犬山市 都市整備部下水道課

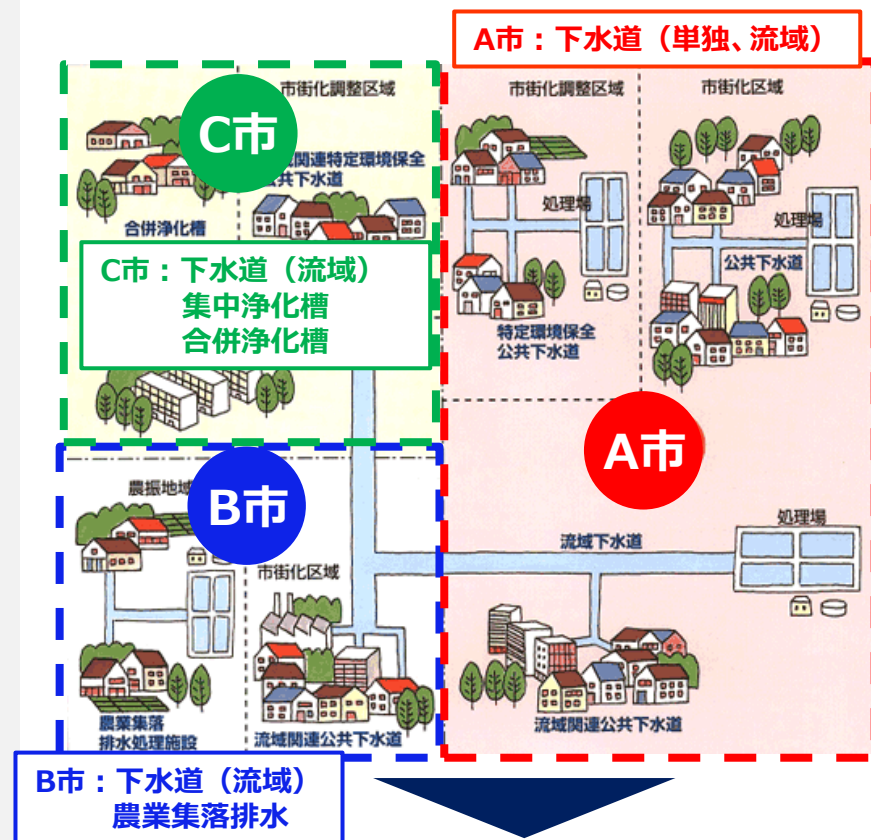
住民説明会の内容

1. 犬山市の汚水を処理する施設
2. 犬山市の公共下水道計画
3. 公共下水道計画を見直す理由
4. 公共下水道計画区域の見直し案
5. 公共下水道計画区域見直しによる影響

1 犬山市の汚水を処理する施設

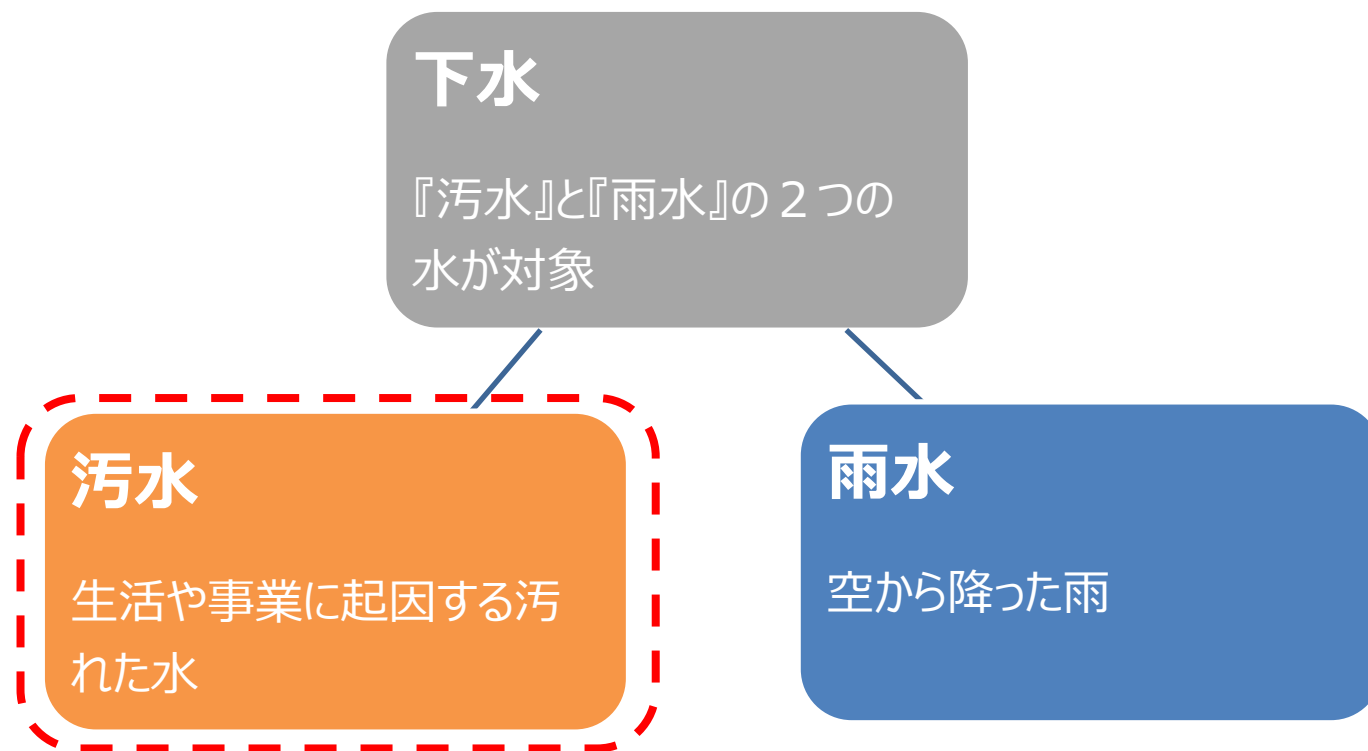
1-1. 犬山市の汚水を処理する施設

- 汚水処理施設は4種類に分類される
 - ① 下水道
 - ② コミュニティプラント・民間設置の集中浄化槽
 - ③ 集落排水(農業・漁業)
 - ④ 合併浄化槽
- 各自治体が、地域の状況などから各種汚水処理施設の整備区域を設定
- 犬山市では、
 - ① 公共下水道(流域関連公共下水道)
 - ② 民間設置の集中浄化槽
 - ③ 農業集落排水
 - ④ 合併浄化槽により、汚水を処理している



各自治体が整備する汚水処理施設や範囲を設定

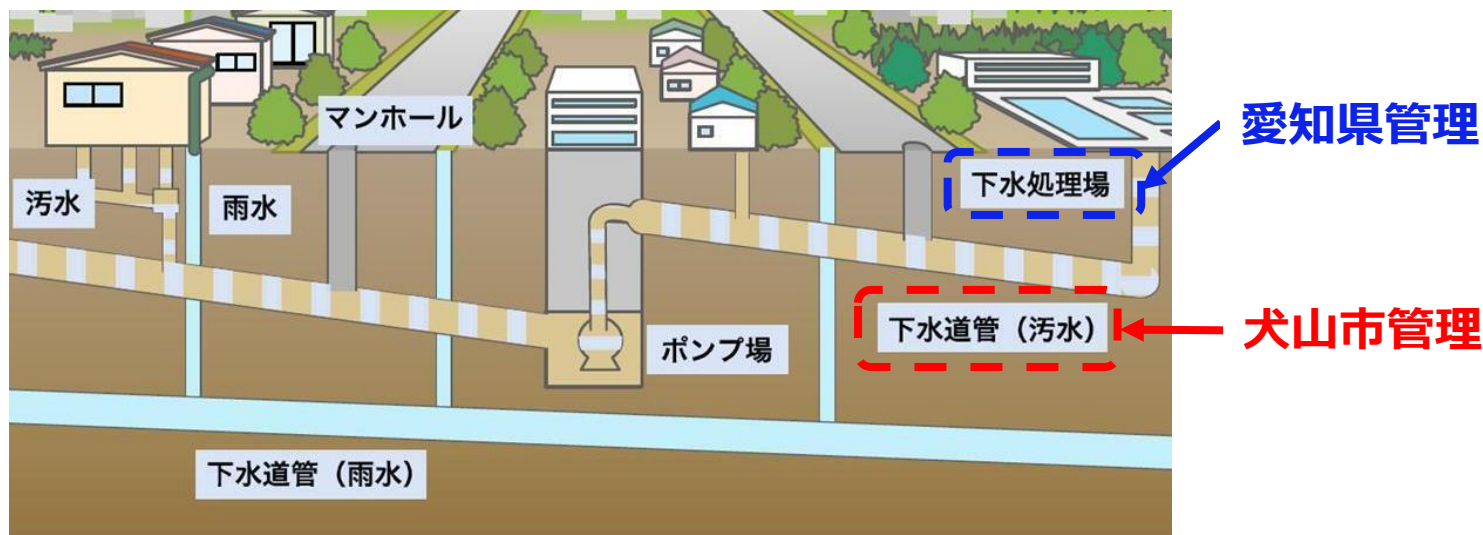
1-2. 汚水とは？



- 家庭（生活）、ビルや工場（事業）などから排出される汚れた水 ➡ 汚水
- 空から降った降雨 ➡ 雨水
- 下水とは、汚水と雨水と合わせたもの。

1-3. 公共下水道とは（1）

- 下水道施設 汚水を処理 ➡ 「下水処理場」
汚水を下水処理場まで排水 ➡ 「下水道管」に大別される
- 公共下水道 地方公共団体が下水道施設を管理する下水道のこと
- 犬山市の公共下水道 「下水処理場」を愛知県
「下水道管」を犬山市が管理（流域関連公共下水道）



1-3. 公共下水道とは(2)

各家庭から出る汚水



宅地内に設置された管
(各家庭で管理)



道路に埋まっている下水道管へ

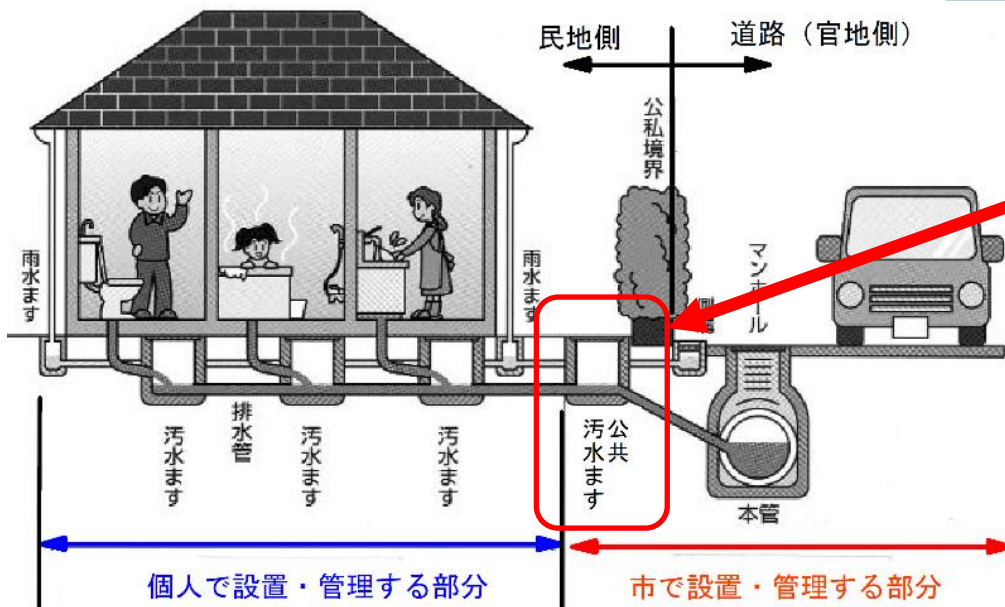
各家庭から出る雨水(屋根など)



宅地内に設置された管
(各家庭で管理)



道路側溝へ



公共下水道に接続すると...

- ・公共汚水ますを設置
- ・ますから民地側は個人管理
- ・汚水と雨水は分離

1-4. 合併浄化槽とは

- 各家庭に設置されている浄化槽

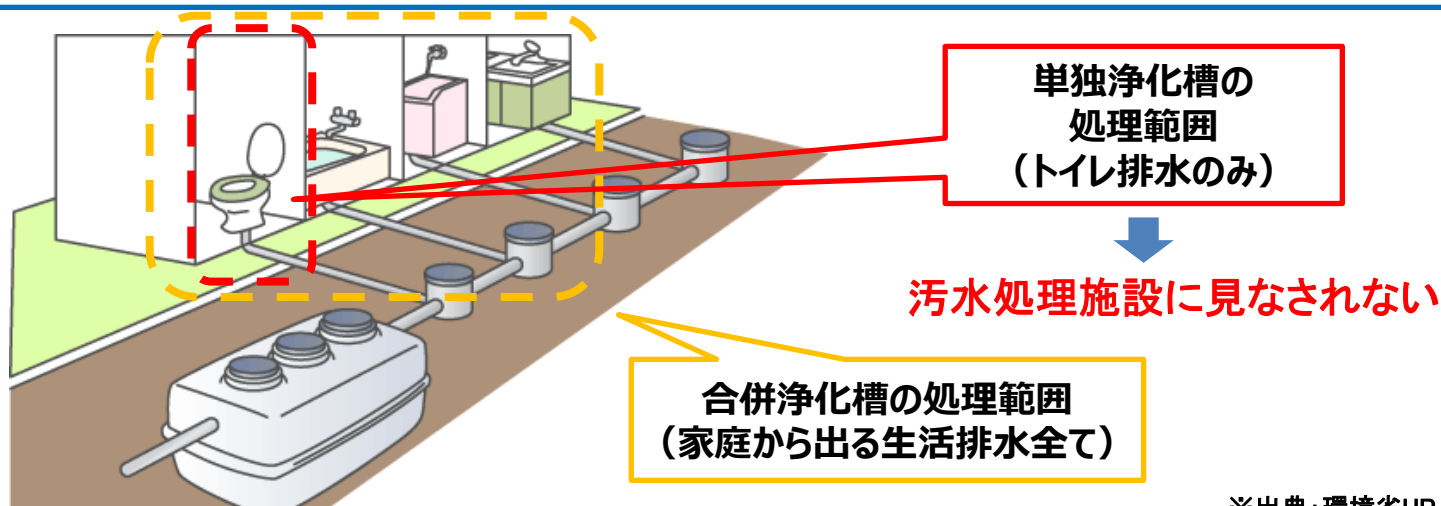
合併浄化槽 トイレ、台所、お風呂など、家庭から出る全ての生活排水を処理

単独浄化槽 トイレ排水のみ処理(トイレ以外の排水はそのまま側溝等へ)

- 平成12年に浄化槽法が改正

平成13年4月1日以後に設置される浄化槽は合併浄化槽とすることを義務付け。

時間の経過とともに合併浄化槽への転換が進み水質も改善



2 犬山市の公共下水道計画

2. 犬山市の公共下水道計画

- 愛知県内の自治体の多くは昭和50年代頃に公共下水道事業に着手
- 公共下水道の役割
 - ・トイレの水洗化による公衆衛生の向上
 - ・生活環境の改善、公共用水域の水質保全など
- 犬山市の計画策定時(昭和40年代中頃)の状況
 - ・トイレ排水については大半が単独浄化槽での処理若しくは汲み取り
 - ・トイレ以外の生活排水はそのまま側溝へ排水されている状況



市街化調整区域も含め公共下水道計画区域に設定
(昭和40年代中頃に基本計画策定)

➡ 約50年間大きな変更は無し

3 公共下水道計画を見直す理由

3-1. 計画区域を見直す理由

(国や県の方針)

国の方針

平成26年に未整備区域の10年概成が掲げられた(令和8年度末まで)
※概成:各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること。

愛知県の方針

未整備区域における汚水処理の早期概成を踏まえた区域の徹底的な見直しを求めている。

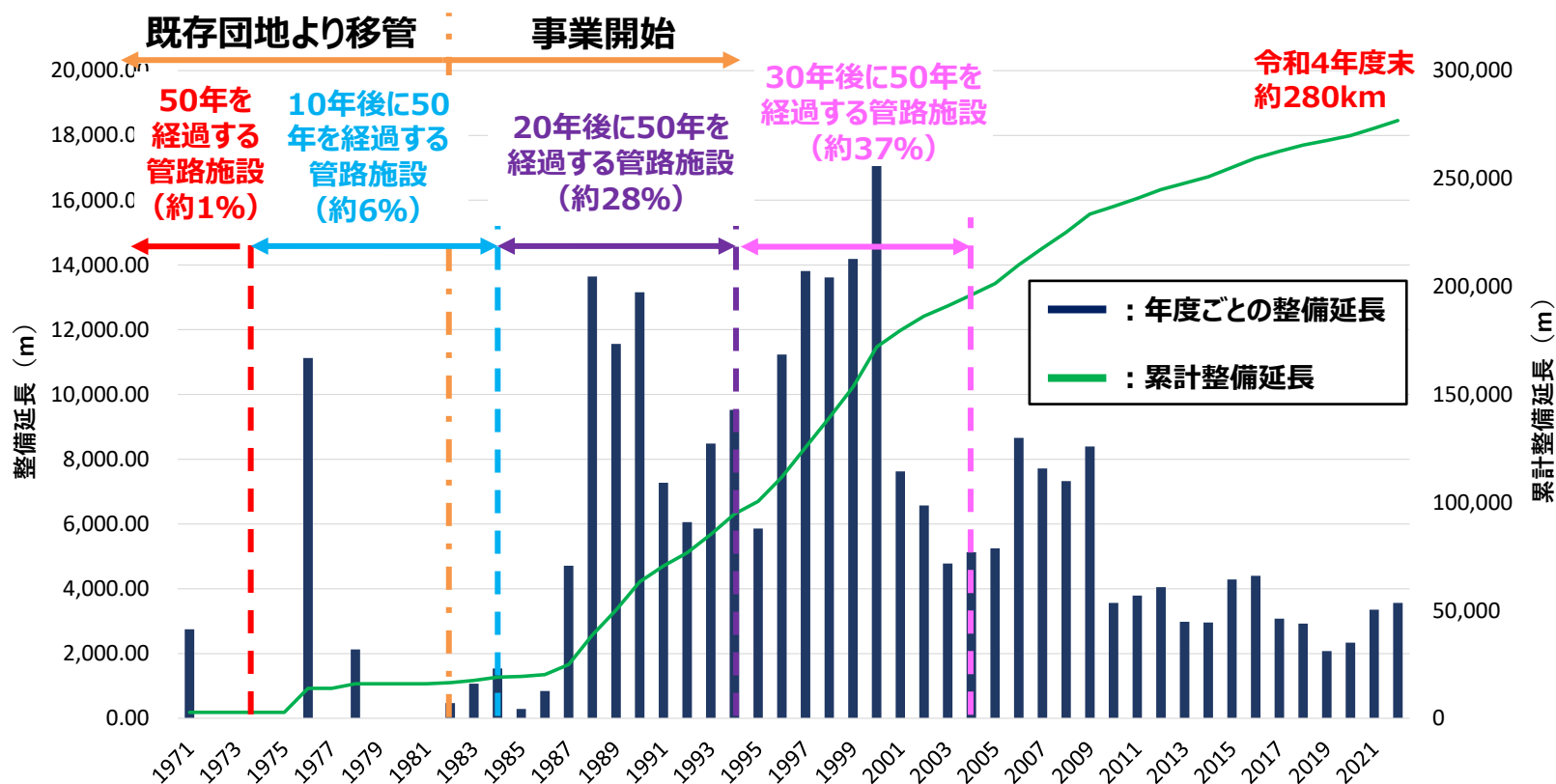
愛知県内の他自治体の動き

国及び県の方針に基づき、すでに多くの自治体が**公共下水道区域の見直しを実施済**

3-2. 公共下水道管の整備期間と費用

- 公共下水道未整備区域の整備には、
整備期間・・・約30年（令和35年頃まで）
整備費用・・・約85億円 が必要
※現在の単価による想定
- 国は令和8年度までの概成を掲げており、今後整備のための補助金が継続される保証がない。
- 合併浄化槽の性能の向上により、合併浄化槽でも下水道と同様の浄化機能がある。
- 整備の完了（30年後）までに、現在より合併浄化槽の転用や整備が進むことにより、公共下水道を整備しても接続率が上がりにくい。

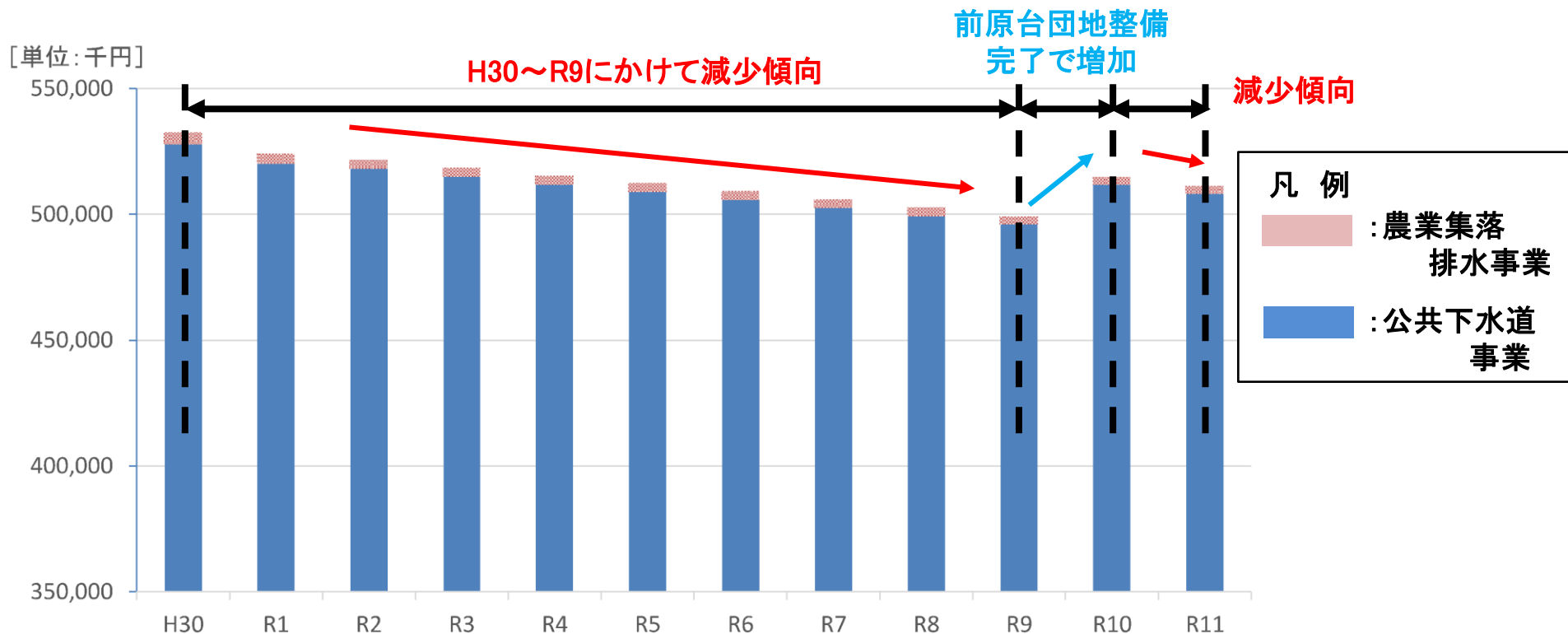
3-3. 既存下水道管の老朽化



○30年後には約72%の既存下水道管が標準耐用年数(50年)を経過(老朽化の進行)

改築に予算を重点的に配分する必要がある。

3-4. 人口及び使用料収入の減少



※出典: 令和2年度 犬山市下水道事業経営戦略

節水機器の普及や人口減少などにより、
下水道使用者より徴収している使用料収入が減少

3-5. 一般会計からの助成

- 現在、一般会計繰入金を受けて公共下水道の整備や維持管理を実施
- 下水道事業の営業収入の約1/3を繰入金でまかなっている
- 少子高齢化や人口減少など



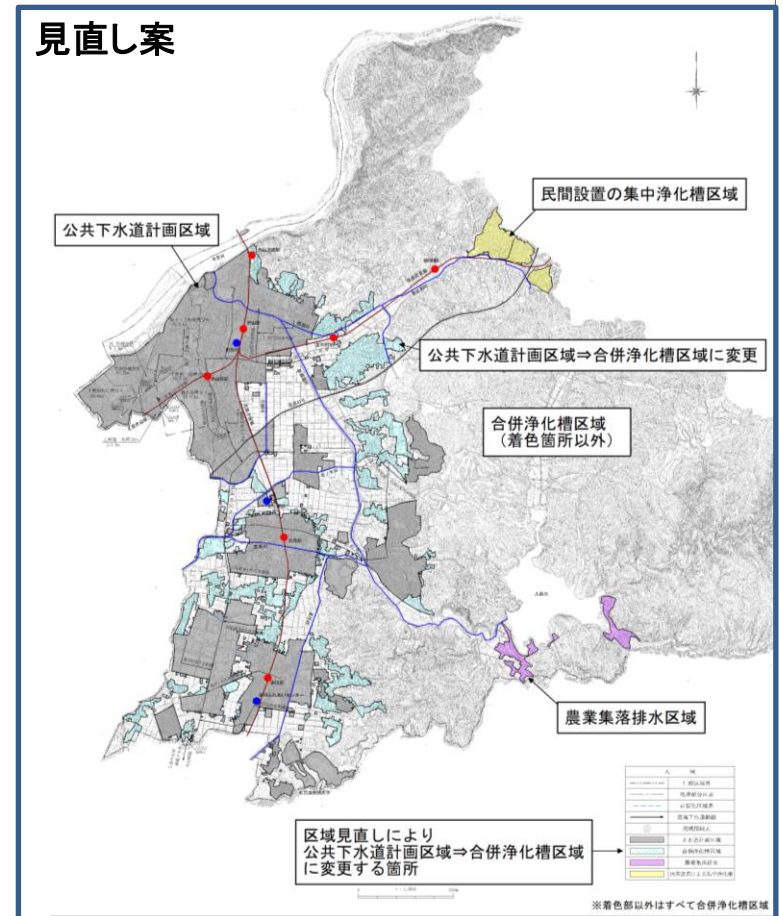
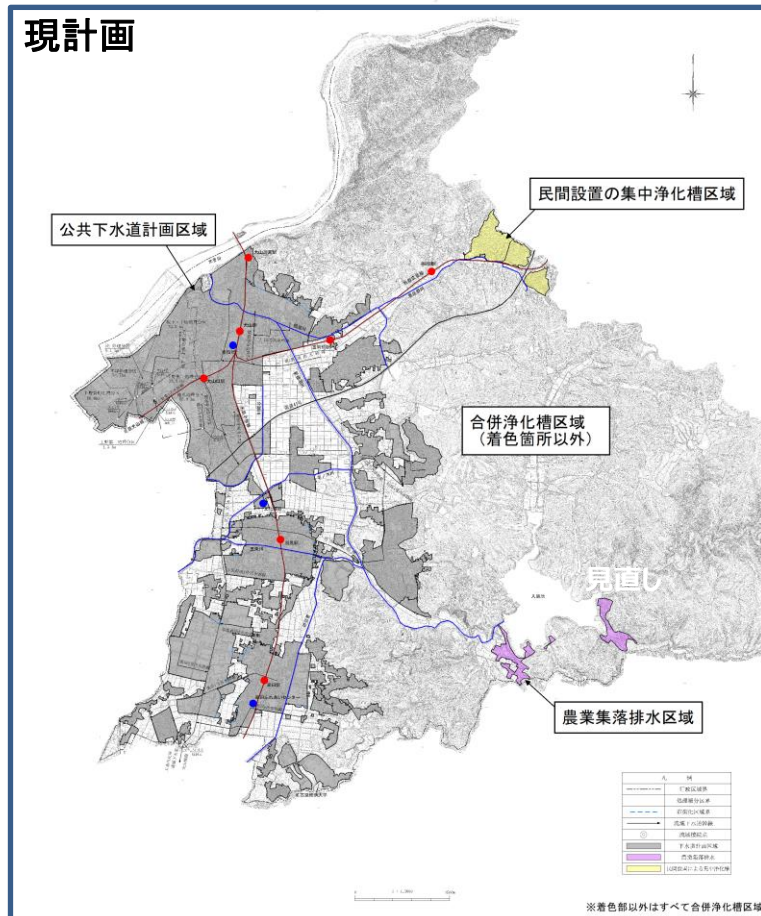
一般会計からの繰入金の確保が厳しくなっていく見込み。

※一般会計繰入金・・・下水道事業の運営のために一般会計から下水道事業会計に繰入れるもので主に都市計画税が財源

4 公共下水道計画区域の見直し案

4. 公共下水道計画区域の見直し案

現在の公共下水道計画区域から、市街化調整区域のうち具体的な整備計画がない区域を合併浄化槽による処理区域に変更します。



5 公共下水道計画区域見直しによる影響

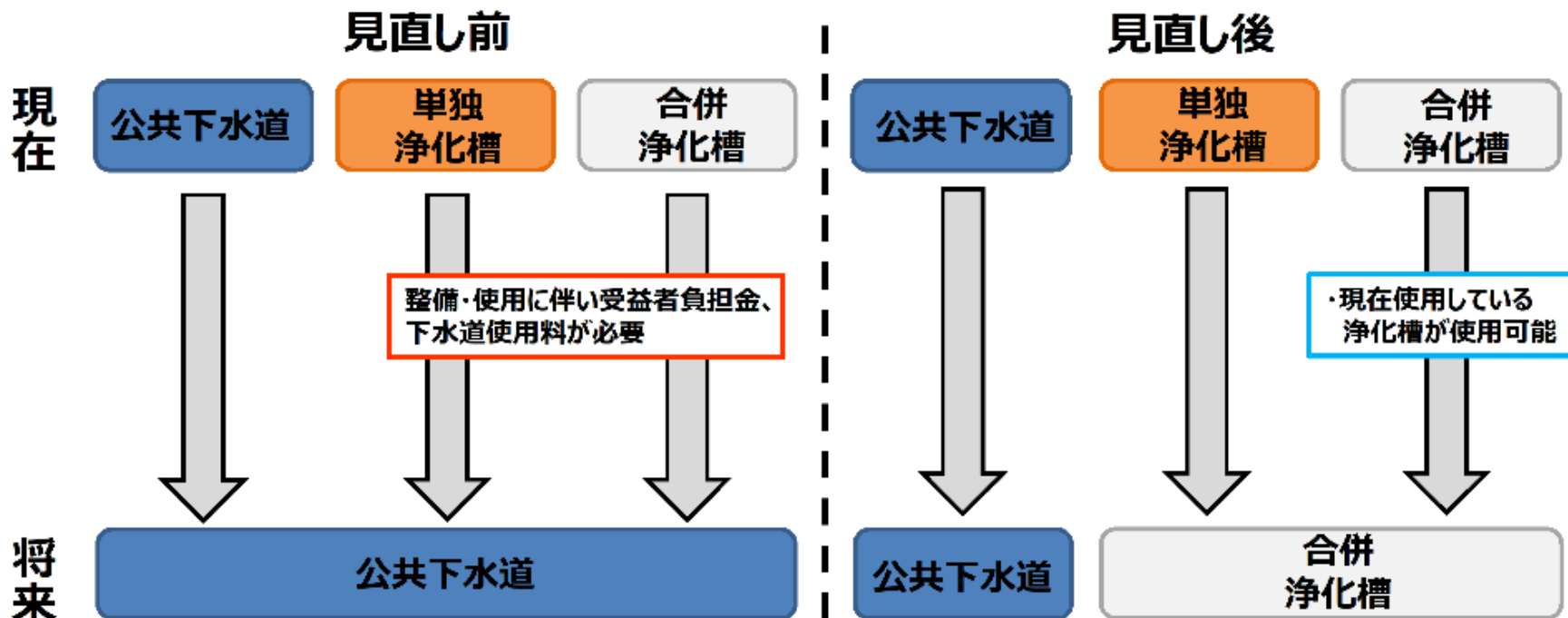
5-1. 公共下水道計画区域から合併浄化槽区域に見直す区域にお住まいの方への影響

【単独浄化槽・汲取り便所の方】

当面は現在の浄化槽などが利用可能
定期点検など維持管理が必要
将来的には合併浄化槽へ転換が必要

【合併浄化槽の方】

既存の合併浄化槽を使用可能
定期点検など維持管理が必要



※見直しにより、公共下水道計画区域から外れる場合

5-2. 公共下水道計画区域の場合

所有地の前面道路に公共下水道が整備されて供用開始



- 公共下水道使用の有無に関わらず、受益者負担金が1回のみ必要
※受益者負担金:土地所有者等に対して土地面積に単価を掛けて算出
- 公共下水道への接続には個人負担での宅地側の配管工事が必要
- 工事費用は現在の敷地内の配管や作業スペースの状況による
- 敷地境界に設置する公共汚水ますは接続時に市の負担で設置

ありがとうございました。